

国会事務局等改革に関する提言

18.2.10

自由民主党行政改革推進本部は、今次の公務員の純減問題に関し、平成 18 年度より 10 年間で 20%の純減を提言している。政府は、今後 5 年で 5 %の純減を達成するため、これまで重ねてきたスリム化努力をはるかに上回る、大胆かつ構造的な業務の見直しに取り組み始めている。そのなかで、国会の事務局組織（両院事務局、両院法制局、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所事務局および裁判官訴追委員会事務局）は、総務省による組織・定員管理の対象外となっているため、これまでスリム化・効率化の観点からの見直しが実質的に行われていなかった（別表 1）。

国の行政機関の取り組みに鑑みれば、旧態を残している国会の事務局組織は、今や、そのあり方そのものに立ち返って抜本的見直しを行うことは、喫緊の課題であり、政治の責任と言える。

10 年で 20%以上の定員の純減を実現するには、両院の施設・設備や要員、機能の重複などを踏まえ、効率的な事務局運営のため、衆参両院の事務局組織の統合を目標にすえつつ、以下に掲げる当面の措置を早急に講ずるべきである。

1 当面の措置

(1) 給与等の見直し

職員が任命されている両院事務総長や両院法制局長、国立国会図書館長が、国民の代表である国会議員よりも俸給表上では上位に位置付けられ、両院事務次長、両院法制次長、国立国会図書館副館長等と各省庁のトップである事務次官とが同格とされている。こうした幹部職員の給与体系は、行政機関の本省幹部職員等の職責、格付け等と著しくバランスを失っており、抜本的見直しを行うべきである。（事務総長・次長、専門員、館長・副館長、専門調査員、法制局長・次長等）

両院事務総長、常任委員会専門員や国会図書館専門調査員などの特別給料表適用者については、そのほとんどが内部職員から任用されている実態に鑑み、特別給料表を廃止して、給与体系を一本化する。

職員に占める幹部職員等の管理職の割合が著しく高いことから、その割合を行政機関の本省幹部職員並みの比率に引き下げる（別表２）
（幹部職員 173 人 48 人、課長職 371 人 207 人）

また、各種手当のうち国会特別手当など国民の理解が得られないものについては、18年度をもって廃止する。

（２）組織・定員・業務等の見直し

行政機関に準じて当面５年間で５％以上の定員の純減を実施するとどまらず、以下の措置を講ずることにより、独立法人化による定員減を除いて５年間で１０％以上の定員の大幅な純減を図る（別表３）。

速記(293人)、運転(226人)、警務(469人)業務については、機械化、民間委託を徹底することなどにより、組織・業務・要員配置の抜本の見直しを行う。

両院法制局(158人)については、業務の繁閑に機動的に対応できるよう組織を統合して効率的な業務運営を行う。

両院事務局の調査局・調査室(595人)と国立国会図書館の調査及び立法考査局(179人)の調査業務における役割分担を明確化し、機能の重複を整序するとともに、民間専門家の能力の活用を図る。

委員部(278人)と調査室(595人)の有する委員会運営機能と調査機能がより効率的・効果的に発揮され、委員会を統一的に補佐することができるよう、両組織の統合を図る。

内部管理(両院庶務部 394人、両院管理部 546人)業務をはじめ業務全般についてIT化、機械化を進めるとともに、職員が行うべき業務かどうか見直しを行い、民間委託を推進する。

国立国会図書館(940人)については上記を踏まえ、組織の抜本の見直しを行った上で独立法人化（別紙１、２）して効率的な業務執行を確保する。憲政記念館(21人)についても独立法人化するとともに、弾劾裁判所事務局組織の常設の必要性について検討し、見直しを行う。

(3) 資産等の見直し

歳出削減の徹底と合わせ、国会の所有する資産の効率的な活用、売却可能な資産の売却の促進等必要な措置を講ずる。

2 中期的取組事項

業務が両院事務局間で重複、代替しうる警務、速記、運転、施設・設備管理等に従事する職員から順次、人事交流を進め、業務遂行の一体化を図る。

さらに、両院事務局組織の統合の在り方について、半年以内に具体的な成案を得る。

3 推進体制等

ア 両院合同の協議会の設置

国会の事務局組織の改革を的確にスピード感を持って推進するため、衆参両院合同の国会事務局改革協議会（仮称）を設置し、各事務局組織は、上記事項の検討状況および実施状況を協議会に定期的に報告し、公表する。

イ 第三者評価の実施

国会の事務局組織が行っている業務（外部委託等に係る内容、入札方式、随意契約価格等を含む）給与・手当等について、永続的な外部の中立第三者からなる評価委員会（外部有識者＋国会議員）を設け、客観的かつ厳正な評価を実施し、その結果を公表する。

別紙 1

国立国会図書館の「独立法人」のイメージ

- 1 名称
「国会図書館」を含んだ名称とする。
(イメージ)「国立国会図書館法人」 (例)「国立大学法人」
- 2 所管
両議院の議院運営委員会が共管する。
- 3 役員
国会図書館長及び法律で定める人数の役員を置く。
- 4 職員の身分
非公務員とする。
- 5 組織
国会図書館長の裁量で決定する。
(イメージ)調整室、収集・書誌局、資料提供局、主題情報局、調査室
- 6 業務範囲
現行の国立国会図書館法に基づく業務をベースにスリム化を図る。
- 7 業務運営
議院運営委員会が中期目標(3~5年)を設定し、国会図書館長は中期目標を達成するための中期計画、年度計画を策定する。
- 8 会計
原則として企業会計原則によるものとし、財務諸表の作成や会計監査人の監査を行う。
- 9 人事管理
職員の給与等に業績を反映させる。
- 10 財源措置
予算の範囲内で必要な運営費交付金を交付する。使途の内訳は特定しない。
- 11 チェック機関
両議院の議院運営委員会の下に、合同で評価委員会を設置し、毎年度及び中期目標終了時に評価を行う。メンバーは、両議院の議院運営委員会所属委員及び外部有識者とする。

「独立行政法人通則法」と「国立国会図書館法」の関係

| 「独立行政法人通則法」の仕組み |
|--|
| 所管：主務省（内閣府又は各省） |
| 役員：法人の長、役員（人数は法人ごとに法定）、監事（複数名） |
| 職員の身分：国家公務員又は非公務員 |
| 組織：法人の長の裁量により決定 |
| 業務範囲：法人ごとに個別法で規定 |
| 業務運営：主務大臣が中期目標（3～5年）を設定 法人の長は中期目標を達成のための中期計画、年度計画を作成 |
| 人事管理：職員の給与等に業績を反映 |
| 財源措置：予算から必要な運営費交付金を交付（内訳は不特定） |
| 会計：原則は企業会計原則、財務諸表の作成、会計監査人の監査 |
| チェック機関：主務省の独立行政法人評価委員会 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会 （外部有識者で構成） |

| 「国立国会図書館法」の仕組み |
|---|
| 所管：両議院の議院運営委員会 |
| 役員：国会図書館長、副館長 |
| 職員の身分：国家公務員 |
| 組織：国立国会図書館法で設置（管理部局、調査及び立法考査局） |
| 業務範囲：国立国会図書館法で規定 |
| 業務運営：毎会計年度の始めに両議院の議長に経営・財務状態を報告。両議院の議院運営委員会が6か月に1回以上予算を審査 |
| 人事管理：職員の給与等は法定 |
| 財源措置：予算を措置 |
| 会計：公会計 |
| チェック機関：連絡調整委員会 （両議院の議院運営委員長、最高裁裁判官1名、 国務大臣1名で構成） |

別表 1

衆議院、参議院及び国立国会図書館の定員の推移

| 年度 | 衆議院 | | 参議院 | | 国立国会図書館 | | 国会職員合計 | | 行政機関 | |
|------|-------|-------|-------|-------|---------|--------|--------|-------|----------------|-----------------|
| | 定員(人) | 増減 | 定員(人) | 増減 | 定員(人) | 増減 | 定員(人) | 増減 | 定員(人) | 増減 |
| 平成 7 | 1831 | - | 1381 | - | 850 | - | 4060 | - | 857204 | - |
| 17 | 1805 | 26 | 1371 | 10 | 940 | 90 | 4116 | 56 | 332034 (純減) | 525170 34950 |
| 増減率 | | 1.38% | | 0.72% | | 10.59% | | 1.38% | | 9.52% |

備考) 増減の要因

衆議院：【事務局】新調査室の設置(決算行政)、臨時衛視制度の廃止、赤坂議員宿舎のPFI化
【法制局】法制企画調整部設置

参議院：【事務局】憲法調査会及び国家基本政策委員会の設置、臨時衛視制度の廃止
【法制局】憲法調査会設置に伴う業務量増加

国会図書館：国際子ども図書館設置、関西館設置、開館日・開館時間増対応

行政機関：525170人の内訳；郵政公社化 286402人
国立大学法人化 132959人
独立行政法人化 70859人
純減 34950人

別表 2

衆議院、参議院及び国立国会図書館の給料表別定員等について

| | 衆議院 | | 参議院 | | 国立国会図書館 | | 国会職員合計 | | 行政(本府省) | |
|---------|----------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| | 予算定員 (人)(A) | 総数に占める 割合(A/B) | 予算定員 (人)(A) | 総数に占める 割合(A/B) | 予算定員 (人)(A) | 総数に占める 割合(A/B) | 予算定員 (人)(A) | 総数に占める 割合(A/B) | 予算定員 (人)(A) | 総数に占める 割合(A/B) |
| 特別給料表 | 21 | 1.5% | 21 | 2.0% | 16 | 1.7% | 58 | 1.7% | - | - |
| 指定職給料表 | 46 | 3.3% | 42 | 4.1% | 27 | 2.9% | 115 | 3.4% | 537 | 1.4% |
| 計 | (20) 67 | 4.9% | (15) 63 | 6.1% | (13) 43 | 4.6% | (48) 173 | 5.2% | 537 | 1.4% |
| 行(一)11級 | (40) 66 | 4.8% | (30) 60 | 5.8% | (27) 35 | 3.7% | (97) 161 | 4.8% | 1,089 | 2.9% |
| 行(一)10級 | (45) 92 | 6.7% | (34) 63 | 6.1% | (31) 55 | 5.9% | (110) 210 | 6.3% | 1,233 | 3.3% |

| 衆議院 | | 参議院 | | 国立国会図書館 | | 国会職員合計 | | 行政(本府省) | |
|--------------|-------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|-----|
| 総数 (人)(B) | 人件費 | 総数 (人)(B) | 人件費 | 総数 (人)(B) | 人件費 | 総数 (人)(B) | 人件費 | 総数 (人)(B) | 人件費 |
| 1,377 | 113億7,643万円 | 1,029 | 91億5,663万円 | 940 | 73億7,768万円 | 3,346 | 279億1074万円 | 37,661 | |

注1)「衆議院」には裁判官訴追委員会事務局を含み、「参議院」には裁判官弾劾裁判所事務局を含む。

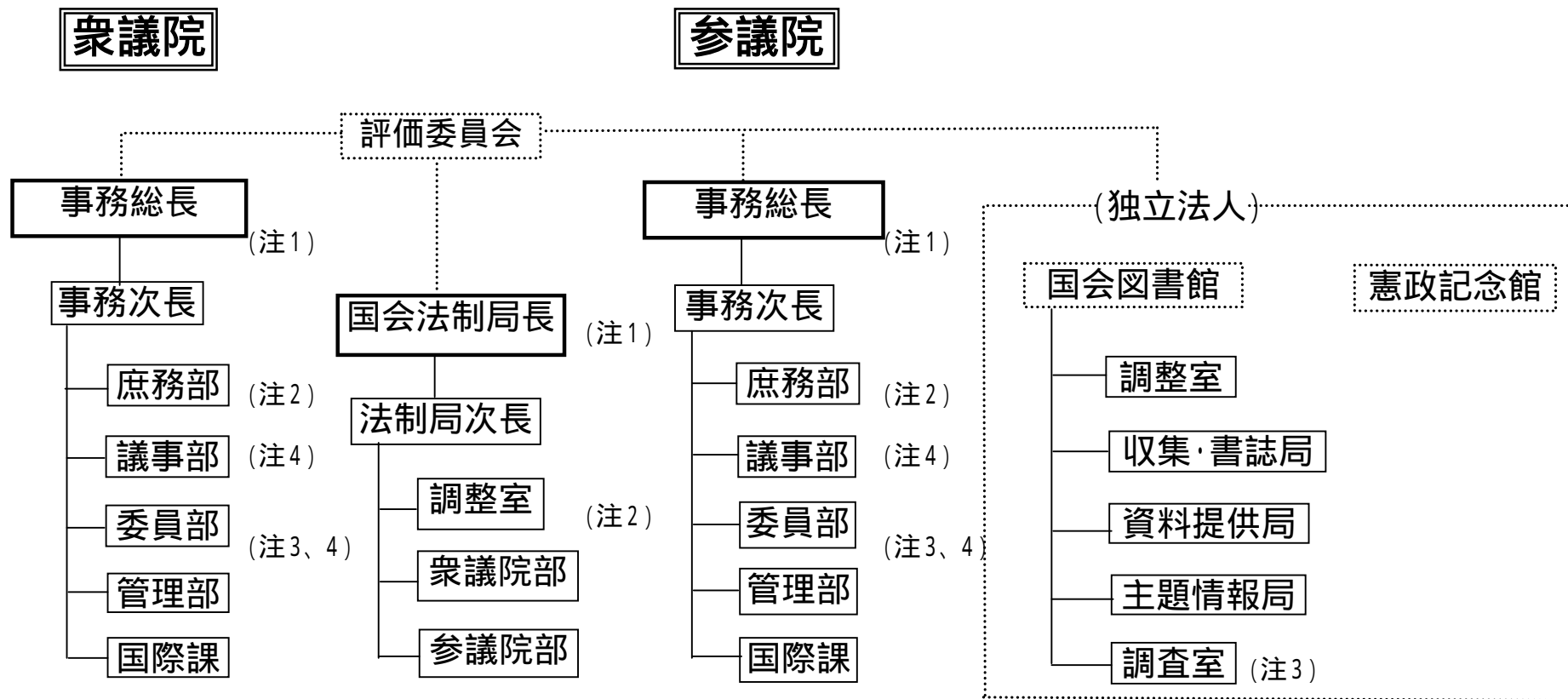
また、衆議院及び参議院の「総数」及び「人件費」は技能労務職員、速記及び議警を除く。

注2)定員は平成17年度予算定員、人件費は平成16年度決算額である。なお、人件費は職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の合計額である。

注3)()内は行政(本府省)と同じ割合にした場合の定員数

別表 3

主な国会事務局組織(改革後のイメージ)



- (注1) 事務総長及び法制局長は、両院議長が両院議院運営委員会と協議し、両議院の承認を得て任命(現在の事務総長のように役員とはしない。国会図書館長と同様の任命手続)。
- (注2) 国会法制局の庶務業務担当部署については、庶務部の分室の位置付けとし、庶務部の担当課が国会法制局を含めた全体を総括する。
- (注3) 各々の部は各院の常任委員会等を担当する課により構成され、現行の調査室、国会図書館調査及び立法考査局が有する機能は各々課が持つこととし、国会図書館には調査現場としての調査室を配置する。
- (注4) 議事部及び委員部において記録も所掌することとし、記録は両院共通のシステムによる。